# 【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年4月28日

【会社名】T L ホールディングス株式会社【英訳名】TL Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】代表取締役社長佐藤浩二【最高財務責任者の役職氏名】取締役経営企画管理本部長 中澤秀俊

【本店の所在の場所】 東京都文京区湯島三丁目10番7号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

### 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長佐藤浩二は、当社グループ(当社及び関係会社)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備し、運用しております。

なお、内部統制は、その各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては一般的に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価手続を完了できませんでした。

その結果、財務報告に係る内部統制の評価の範囲及び業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲は決定できませんでした。

#### 3【評価結果に関する事項】

当社グループは財務報告に係る内部統制の評価について、重要な評価手続が実施できませんでした。したがいまして、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断いたしました。

実施できなかった重要な評価手続は以下のとおりであります。

- ・全社的な内部統制の評価手続
- ・決算・財務報告プロセスに係わる内部統制の評価手続
- ・業務プロセスに係る内部統制の評価手続

重要な評価手続が実施できなかった理由は、当社グループ全体において、間接部門を中心に人員を削減しており、経理及び財務の知識・経験を有した者を上記の評価手続に従事させることが困難であったためであります。

なお、財務報告にかかる内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、人員の制約はあるものの、環境を整備し、 早期に評価を完了させる方針であります。

# 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

### 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。